

第14期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年1月21日（木曜日）
午前10時

場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階



株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

当社株主総会では、新型コロナウイルス感染防止のため、議事時間の短縮、座席配置の拡大、マスク着用を行う予定ですが、ご来場頂くことによる移動時の感染リスクもございますため、極力書面またはインターネットにより議決権を行使頂き、株主総会当日のご来場をお控え頂きますようお願い申し上げます。

ご来場頂けない株主の皆さまに向けて、株主総会のライブ配信と事前のご質問受付を実施します。[最終面に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。](#)



当社ウェブサイト：<https://tobila.com/>

トビラシステムズ株式会社

証券コード：4441



私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる

2019年の東証マザーズ上場につき、2020年4月には東証市場第一部に指定され、「平成最後の上場企業」が成長し、令和時代にバトンをつなぐことができました。上場後も引き続き当社を支え続けて頂いている株主の皆さまをはじめ、お取引先、従業員、地域社会の皆さまに心から感謝申し上げます。

2020年は新型コロナウイルス感染症が発生し、新しい生活様式の確立、テレワークの推進といった働き方改革が急速に進展しました。

当社は、企業理念「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」が表すように、いかなる社会情勢であっても、私たちは皆さまの安心安全な暮らしに欠かすことができない社会インフラとなる存在を目指しています。

新しい生活様式、テレワークを支える電話やインターネットの安心や利便性を高め、事業者として適正な利益を得たうえで、企業価値を向上させてまいります。

2021年1月

代表取締役社長 **明田 篤**

株 主 各 位

証券コード 4441

2021年1月5日

名古屋市中区錦二丁目5番12号

トビラシステムズ株式会社

代表取締役社長 明 田 篤

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使して頂き、株主総会当日のご来場を極力お控え頂きますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年1月20日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月21日（木曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）

2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第14期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tobila.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

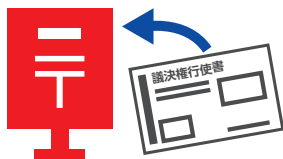
本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、下記の事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

事前の議決権行使の方法

書面による議決権行使

行使期限

2021年1月20日(水曜日)
午後6時到着分まで

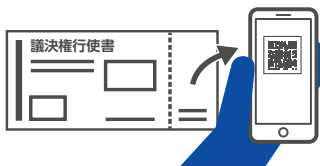


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年1月20日(水曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

[詳細につきましては次頁をご覧ください。](#)

パソコン等によるご行使

行使期限

2021年1月20日(水曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

[詳細につきましては次頁をご覧ください。](#)

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

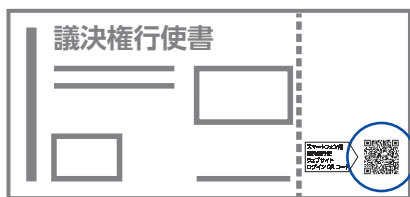
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

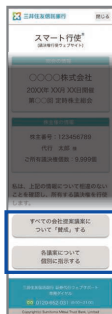
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

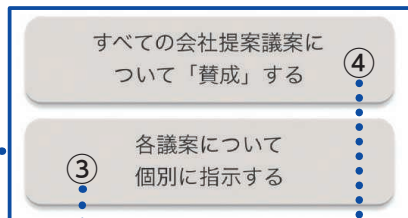


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

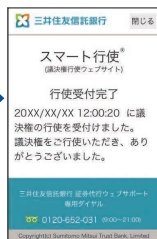


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



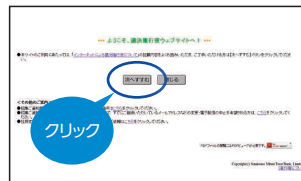
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

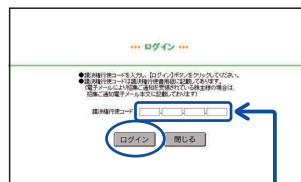
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



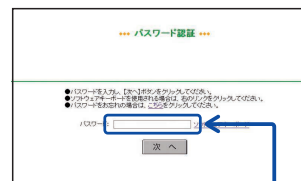
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 当社の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売並びに輸出入業務 （2）通信機器、ネットワーク機器関連のソフトウェア及びハードウェアの開発、設計、製造、販売、設置及び保守 （3）通信機器、ネットワーク機器を利用した通信サービスの開発、設計、販売、卸売、取次及び保守 （4）通信システムによる情報の収集、処理及び販売 （5）コンピュータによる情報の処理 （6）コンピュータ・システムの開発、設計、制作、販売、リース、賃貸及び管理 （7）～（11）（条文省略） （新設） （12）（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）コンピュータ、通信機器、ネットワーク機器関連、通信システムのハードウェア及びソフトウェア並びにこれらの周辺機器・関連機器の開発、設計、製造、販売、卸売、取次、設置、保守、リース、賃貸、管理及び輸出入業務 （2）コンピュータ・システム、通信システム及びこれらの周辺機器・関連機器の開発、設計、製造、販売、設置、卸売、取次、保守、リース、賃貸、管理及び輸出入業務 （3）通信機器、ネットワーク機器、コンピュータ、通信システムまたは通信システムを利用した通信サービス並びにインターネットを利用した各種サービスの開発、設計、販売、卸売、取次、保守、リース、賃貸、管理、情報の収集、処理、企画、制作及び運営 （削除） （削除） （削除） （4）～（8）（現行どおり） （9）有価証券等の投資、保有及び運用 （10）（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	あき 明 田 あつし 篤	代表取締役社長 再任	取締役会 19／19回 (100%)
2	まつ した とも き 松 下 智 樹	取締役副社長 再任	取締役会 19／19回 (100%)
3	ご とう とし ひと 後 藤 敏 仁	取締役最高財務責任者 管理部長 再任	取締役会 19／19回 (100%)

候補者
番号

1

あき 明 田 あつし 篤

(1980年12月28日生)

所有する当社の株式数
4,950,800株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 株式会社A&A tecnologia（現 当社）設立
代表取締役社長就任（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導し、企業価値向上を実現してまいりました。会社経営全般に関する豊富な経験及び資質と知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

まつ した とも き
松 下 智 樹

(1977年4月24日生)

所有する当社の株式数
1,081,600株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年6月 当社 取締役副社長営業企画部長就任
2018年5月 有限会社ひので 取締役就任（現任）
2020年6月 当社 取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

有限会社ひので 取締役

取締役候補者とした理由

取締役副社長として、当社営業部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

ご とう とし ひと
後 藤 敏 仁

(1975年6月11日生)

所有する当社の株式数
47,800株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年1月 バイザー株式会社 取締役就任
2007年9月 第一コンサルタント株式会社 取締役就任
2016年9月 チャレンジプロジェクト株式会社設立 代表取締役就任
2017年6月 当社 取締役管理部長
2020年1月 当社 取締役最高財務責任者 管理部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

取締役として、当社管理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明田篤氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2020年12月1日現在のものです。

以上

(ご参考) 独立社外取締役の専門性について

今回の株主総会では、任期満了に伴う監査等委員である取締役の選任はありません。監査等委員のうち、独立社外取締役の専門性は、次のとおりであります。

氏 名	現在の当社における地位	出席状況	独立社外取締役の専門性		
			企業経営	会計監査	法律
なか はま あけ みつ 中 浜 明 光	社外取締役監査等委員 社外 独立	取締役会 19／19回 (100%) 監査等委員会 15／15回 (100%)		●	
まつ い とも ゆき 松 井 知 行	社外取締役監査等委員 社外 独立	取締役会 19／19回 (100%) 監査等委員会 15／15回 (100%)			●
た な あみ ひさし 田 名 網 尚	社外取締役監査等委員 社外 独立	取締役会 15／15回 (100%) 監査等委員会 10／10回 (100%)	●		

(添付書類)

事業報告 (2019年11月1日から2020年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染拡大に対応した「新しい生活様式」の浸透・定着が進む中、都市部を中心にテレワークへの移行が進みました。テレワーク業務では電話が欠かせず、電話の必要性が改めて認識されたことに加え、企業がデジタルトランスフォーメーション（DX）を目指した業務改革を進めたことにより、業務効率化を図るＩＣＴツール等の関心が高まりました。

これに対し、ＩＣＴツールの１つであるスマートフォンの利用者を標的にした電話・SMSを用いた特殊詐欺事案は2020年も認知件数・被害額はともに依然として高い水準で推移しており、最近では新型コロナウイルス感染症に伴う詐欺が急増するなど、人々の不安につけ込み、安心安全な生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。これらの多発化・巧妙化する特殊詐欺犯罪から大切な家族や友人を守り、安心安全な環境で家族・友人と通信したいというニーズは高まる一方であり、当社が提供するスマートフォン利用者を狙った犯罪抑止に効果的なセキュリティ商品・サービスへの期待は増しています。

こうした社会情勢のなか、当社は、企業理念の「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を目指し、前期に引き続き、収益の中心となる迷惑情報フィルタ事業では、事業拡大に向けてアライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕、並びに、月間利用者数（※）の増加を図りました。

また、2020年3月末に、テレワーク業務に利用できるクラウド型ＩＰ電話「トビラフォン Cloud」を発売し、テレワーク業務ニーズの取込みに向けた事業を開始しました。

コスト面では、広告宣伝費の増加、人員の増加、東京証券取引所市場第一部への上場市場変更に伴う手数料等の発生により前事業年度と比べ増加することとなりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,234,315千円(前期比25.7%増)、営業利益は498,654千円(前期比22.8%増)、経常利益は471,215千円(前期比20.0%増)、当期純利益は322,344千円(前期比29.6%増)となりました。

※ 月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新又はアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

又、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの1つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当事業年度より報告セグメントを従来の「迷惑情報フィルタ事業」「その他事業」の2区分から「迷惑情報フィルタ事業」単一に変更しております。

これは、「その他事業」に含まれるホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業については積極展開しない方針であり、「迷惑情報フィルタ事業」の拡大に伴い「その他事業」の重要性が低下したため、「その他事業」に含まれる事業セグメントについては報告セグメントに含めないことが適切であると判断したことによるものであります。

なお、前事業年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及び「トビラフォン Cloud」を含むビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて、機能改善や新機能・新サービス開発のためのソフトウェア投資を積極的に行い、サービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。

その一方で、迷惑情報フィルタ事業に含まれる広告フィルタサービスについては、主力サービスへ資源を集中する方針の下、将来に向けて拡大投資を行う見込みがないことを踏まえ、当該サービスに関連する固定資産につき減損損失を6,059千円計上いたしました。

その結果、当事業年度における迷惑情報フィルタ事業の売上高は1,141,560千円(前期比31.9%増)となり、セグメント利益は752,603千円(前期比23.6%増)となりました。

(その他)

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」や受託開発事業を「その他」に含めております。これらの事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度におけるその他の売上高は92,754千円(前期比20.3%減)となり、セグメント利益は51,724千円(前期比14.1%減)となりました。

(単位：千円)

セグメント	第13期 (2019年10月期)		第14期 (2020年10月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
迷惑情報フィルタ事業	865,230	88.1%	1,141,560	92.5%
その他	116,452	11.9%	92,754	7.5%
合 計	981,682	100.0%	1,234,315	100.0%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は111,632千円であり、主要なものは提供サービスの新機能開発等に係るソフトウェア59,606千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2020年7月に新たに取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約（融資限度額5億円）を締結いたしました。なお、当事業年度末において、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は以下の点に対処すべき課題と認識しており、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

①新型コロナウイルス感染症対応

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタリングサービスを提供しており、2020年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して1,123万人の月間利用者が存在します。

当社のビジネスモデルは、利用者からのストック収益を積上げるモデルのため、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した場合でも、当社収益にただちに影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う長期的な経済活動の停滞や、外出制限の長期化等により、通信キャリアでのオプション契約新規獲得数が伸び悩んだ場合、当社収益の停滞または漸進的な減少の影響が生じる可能性があります。加えて、当社従業員に感染が拡大した場合、新商品の開発遅延や営業活動の制限が生じる可能性があります。

当社は、通信キャリアからの収益に依存しない頑強な体質への成長を図ると共に、新型コロナウイルス感染症が長期的に蔓延した場合でも、様々な収益獲得手段を通じて収益の向上を目指してまいります。

②携帯電話料金の引き下げ

2020年9月16日に発足した菅内閣は、他国に比して高額とされる我が国の携帯電話料金の引き下げを政権目標の1つとし、通信キャリアへ個別に携帯電話料金の引き下げを要請しました。この結果、一部の通信キャリアは、現行の料金プランより安価なプランを公表するに至りました。

このような政府主導の携帯電話料金の引き下げは、基本の通話料や通信サービスを対象とした要請であり、当社が提供するサービスが含まれる携帯電話のオプションサービスは含まれないものと考えています。

しかしながら、携帯電話料金の引き下げに伴って通信キャリアの収益が悪化した場合等、通信キャリアから当社への契約単価の下方改定等の要請を受ける可能性があります。当社が提供する迷惑電話フィルタサービスは、事実上競合や代替サービスが存在せず、他社への代替、他社との価格競争が生じる可能性はないと考えていますが、当社は通信キャリアに売上高の77%以上（第14期事業年度）を依存していることから、契約単価の下方改定が行われた場合は将来の収益に影響を与える可能性があります。

当社は、アライアンスパートナー網の拡大、新規・周辺ビジネスの立上げ等を通じ、通信キャリアからの売上に依存しない頑強な体質へ成長を遂げることで、特定の取引先に売上を依存するリスクの低減化を図ってまいります。

③アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社はこれまで、通信キャリアやIP電話に関する通信事業者、あるいは事務機器等商社の代理店との間で、当社の迷惑情報データベースを活用したサービスを提供するアライアンスパートナーの開拓に注力してまいりました。

今後、当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、①未開拓となっている通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、ホームゲートウェイサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること、②既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォンの販売拡大を図ることが重要と考えております。

今後も、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕への注力を継続していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

④利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタリングサービスを提供しており、今後、当社が更なる収益拡大を目指す上では、当社サービスの利用者数の増加、及び新機能の提供による更なる利用料収入の拡大が重要と考えております。

総務省が2020年9月18日に発表した「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」によると、2020年6月末時点における携帯電話の契約数合計は、約1億8,846万契約であり、又、インターネット回線を利用したIP電話の利用番号数は約4,430万件とされております。

当社の見立てでは、携帯電話の契約者数は、緩やかに伸長し、引き続き安定的に推移するものと見込んでおります。IP電話も、2025年頃に東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の固定電話用信号交換機が維持限界を迎えるとされており、IP電話への移行が一層進むものと想定されます。

これに対し、当社サービスの月間利用者数は、2020年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して約1,123万人に留まっております。月間利用者数の増加は、売上高の拡大及び利益率の向上に直接的に影響するため、当社では、警察組織との連携により当社サービスの社会的信頼性を向上させていくほか、システムやデータベースの精度向上による利便性の向上等を推進することで、月間利用者数の増加を図り、より一層の収益力の強化を図ってまいります。

また、現状は一部の通信キャリアにのみ提供している新機能「詐欺メール遮断サービス」を他の通信キャリアにも展開できるよう提案を進めることで、収益獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

⑤新規・周辺ビジネスの立上げ

当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあります。

そのため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。今後は、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討してまいります。具体的には、国内外の電話番号データベースを法人向けに課金サービスとして提供するモデルや、利用者が不要と感じる広告を遮断するアプリの提供などを検討し、業績の拡大を図ってまいります。

⑥優秀な人材の確保と組織体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社の成長にとって最も重要な経営課題と認識しております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに適正な人事評価を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めてまいります。又、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑦当社及び当社サービスの認知度向上

当社は、迷惑情報フィルタサービスを提供しており、今後の更なる事業展開、拡大のためには、お客様に安心してサービスを利用して頂けるよう当社及び当社サービスに対する知名度や信頼を一層向上させることが重要であると認識しております。

当社は、デジタルマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

⑧内部管理体制の強化

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の体制整備、運用の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

当期並びに過去３年間の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

区 分	第 11 期 (2017年10月期)	第 12 期 (2018年10月期)	第 13 期 (2019年10月期)	第 14 期 (当事業年度) (2020年10月期)
売 上 高(千円)	591,984	842,458	981,682	1,234,315
経 常 利 益(千円)	192,225	222,748	392,648	471,215
当 期 純 利 益(千円)	109,416	147,942	248,667	322,344
1 株当たり当期純利益 (円)	12.12	15.92	25.53	31.30
総 資 産(千円)	413,809	469,150	1,310,128	1,647,964
純 資 産(千円)	119,722	270,864	1,000,953	1,347,109
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	12.36	28.94	97.91	129.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株の割合で、2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2017年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
迷惑情報フィルタ事業	迷惑情報フィルタサービスの開発、設計、製造、販売
その他の事業	ホームページ制作運営支援システムの提供及び受託開発事業

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	愛知県名古屋市
東 京 営 業 所	東京都千代田区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
53名（12名）	4名（1名）増	34.98歳	3.76年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社中京銀行	24,892千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年4月27日をもって、東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更しております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 10,385,400株

(3) 株 主 数 4,769名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明田 篤	4,950,800株	47.67%
松下智樹	1,081,600株	10.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	525,900株	5.06%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	344,400株	3.31%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC1 COLL EQUITY	193,074株	1.85%
五味大輔	180,000株	1.73%
楽天証券株式会社	112,800株	1.08%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	84,505株	0.81%
SMB C日興証券株式会社	79,300株	0.76%
坂倉 翼	75,000株	0.72%

※持株比率は、自己株式（50株）を控除して計算しています。

※持株比率は、小数点第3位を切り捨てています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が162,600株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2018年1月26日	2018年10月26日
新株予約権の数	450個	600個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数(株)	135,000(注)4	180,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	147(注)4	234(注)4
新株予約権の行使期間	2020年2月15日から 2028年1月25日まで	2020年11月22日から 2028年10月25日まで
区分	取締役	取締役
事業年度末日における当該新株予約権を有する者の人数と保有数	取締役(社外取締役除く) 1人272個	取締役(社外取締役除く) 1人600個
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2, 3	(注)1, 2, 3

(注) 1. 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めたものについては、この限りでない。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

- ・取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
- 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。
- 3. 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
- 4. 2019年1月16日付で行った1株を100株とする株式分割、及び2019年10月11日付で行った1株を3株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
- 5. 社外取締役は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明田 篤	
取締役副社長	松下 智樹	有限会社ひので 取締役
取締役	後藤 敏仁	最高財務責任者 管理部長
取締役 (常勤監査等委員)	結城 卓也	
取締役 (監査等委員)	中浜 明光	中浜明光公認会計士事務所 所長 公認会計士 ミタチ産業株式会社 社外取締役 (監査等委員) A Z A P A 株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社安江工務店 社外取締役 (監査等委員) 株式会社コメダホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社コメダ 監査役
取締役 (監査等委員)	松井 知行	春馬・野口法律事務所所属 弁護士 株式会社アールプランナー 社外監査役
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	株式会社ADワークスグループ 社外取締役 (監査等委員) カタリスト投資顧問株式会社 監査役 法政大学理工学部兼任講師

- (注) 1. 中浜明光氏、松井知行氏及び田名網尚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 結城卓也氏は、7年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 結城卓也氏は、常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 中浜明光氏は、2020年6月30日付でA Z A P A株式会社の社外取締役（監査等委員）を退任しております。
6. 当社は中浜明光氏、松井知行氏及び田名網尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員である取締役結城卓也氏、中浜明光氏、松井知行氏、田名網尚氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （1名）	34,080千円 （一千万円）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4名 （3名）	15,990千円 （10,200千円）
合 計	7名	50,070千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人給与とは含まない。）と決議を頂いております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議を頂いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	中 浜 明 光	当事業年度開催された取締役会19回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	松 井 知 行	当事業年度開催された取締役会19回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	田名網 尚	就任後開催された取締役会15回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、主に企業経営者としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、東京証券取引所市場第一部への市場変更に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の企業理念・行動指針を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ②当社の取締役及び使用人が法令及び定款、社内規程等を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- ③倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社の使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備しており、法令及び定款に違反する行為がある場合には、「就業規則」に基づき取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- ④代表取締役社長が指名した当社の内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各業務執行部門に対して定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告しております。
- ⑤社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき「文書管理規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要なリスクについては毎月開催する当社取締役会において、その他のリスクについては「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、3ヶ月に一度開催するリスク・コンプライアンス委員会においてそれぞれ把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- ②当社は、「取締役会規程」「会議規程」「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査責任者においてこれを補助しております。

(6) 取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

内部監査責任者の補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査責任者は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立し監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、又、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

(9) 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると明らかに認められた場合を除き、必要な手続きを経た上で速やかに支給しております。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」等に定め、周知しております。
- ②監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を図っております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は19回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。
- ②監査等委員会を15回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款等の遵守について監査いたしました。
- ③当社取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止及び法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ④当社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて各部門の管理者から定期的に報告が行われております。
- ⑤当社は、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,413,929	流 動 負 債	288,971
現 金 及 び 預 金	1,218,358	買 掛 金	115
売 掛 金	150,496	1年以内返済予定の長期借入金	13,008
商 品 及 び 製 品	18,036	未 払 金	86,742
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,564	未 払 費 用	13,444
前 払 費 用	25,488	未 払 法 人 税 等	92,788
そ の 他	51	未 払 消 費 税 等	34,548
貸 倒 引 当 金	△66	前 受 金	39,160
固 定 資 産	234,035	預 り 金	9,164
有 形 固 定 資 産	65,249	固 定 負 債	11,884
建 物	21,844	長 期 借 入 金	11,884
構 築 物	3,424	負 債 合 計	300,855
車 輜 運 搬 具	0	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	39,980	株 主 資 本	1,347,109
無 形 固 定 資 産	114,171	資 本 金	304,961
特 許 権	4,068	資 本 剰 余 金	269,261
商 標 権	1,422	資 本 準 備 金	269,261
ソ フ ト ウ エ ア	96,958	利 益 剰 余 金	772,977
そ の 他	11,721	そ の 他 利 益 剰 余 金	772,977
投資その他の資産	54,614	繰 越 利 益 剰 余 金	772,977
長 期 前 払 費 用	1,735	自 己 株 式	△90
繰 延 税 金 資 産	28,519	純 資 産 合 計	1,347,109
そ の 他	24,359	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,647,964
資 産 合 計	1,647,964		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,234,315
売 上 原 価			321,732
売 上 総 利 益			912,582
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			413,927
営 業 利 益			498,654
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	10		
サ ー ビ ス 解 約 収 入	432		
助 成 金 収 入	1,240		
そ の 他	5		1,688
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	314		
株 式 交 付 費	319		
上 場 関 連 費 用	25,601		
そ の 他	2,892		29,127
経 常 利 益			471,215
経 常 損 失			
減 損 損 失	6,059		
固 定 資 産 除 却 損	679		6,739
税 引 前 当 期 純 利 益			464,475
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153,788		
法 人 税 等 調 整 額	△11,656		142,131
当 期 純 利 益			322,344

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
2019年11月1日残高	293,010	257,310	257,310	450,632	450,632	－	1,000,953	1,000,953
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	11,951	11,951	11,951				23,902	23,902
当期純利益				322,344	322,344		322,344	322,344
自己株式の取得						△90	△90	△90
事業年度中の変動額合計	11,951	11,951	11,951	322,344	322,344	△90	346,156	346,156
2020年10月31日残高	304,961	269,261	269,261	772,977	772,977	△90	1,347,109	1,347,109

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）及び構築物 3～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具備品 2～15年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の契約

工事完成基準

なお、当事業年度においては、成果の確実性が認められる契約が存在しないため、工事完成基準によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 72,500千円

なお、有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されております。

損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	広告フィルタサービス	ソフトウェア、特許権

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業セグメントを基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

迷惑情報フィルタ事業に含まれる広告フィルタ事業について、将来に向けて拡大の見込みがないことから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,059千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、ソフトウェア5,088千円、特許権546千円、その他425千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、対象資産の使用価値による将来キャッシュ・フローが僅少と見込まれることから、使用価値による回収可能価額はゼロとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,222,800	162,600	—	10,385,400
自己株式				
普通株式	—	50	—	50

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	112,161	10.80	2020年10月31日	2021年1月6日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 331,200株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 6,237千円

税務上売上認識額 1,025千円

たな卸資産評価損 232千円

減価償却超過額 20,423千円

その他 600千円

繰延税金資産合計 28,519千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内に支払期日が到来するものであり、金利変動リスクはありません。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。長期借入金はすべて変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、80%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,218,358	1,218,358	—
(2) 売掛金	150,496	—	—
貸倒引当金 (※)	△16	—	—
	150,479	150,479	—
資産計	1,368,838	1,368,838	—
(1) 未払金	86,742	86,742	—
(2) 未払法人税等	92,788	92,788	—
(3) 未払消費税等	34,548	34,548	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	24,892	24,892	—
負債計	238,970	238,970	—

(※) 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	当事業年度 (2020年10月31日)
敷金及び保証金	24,359

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,218,358	—	—	—
売掛金	150,496	—	—	—
合 計	1,368,854	—	—	—

(注4) 長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,008	11,884	—	—	—	—
合 計	13,008	11,884	—	—	—	—

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	後藤 敏仁	(被所有) 直接 0.46	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注)	11,995	—	—

(注) 2018年2月15日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	129円71銭
1株当たり当期純利益	31円30銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年12月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

本件自己株式は、主として、従業員に対する譲渡制限株式として処分するために取得します。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得する株式の総数 120,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.16%）
- ③ 取得価額の総額 240,000,000円（上限）
- ④ 取得日 2020年12月11日
- ⑤ 取得の方法 ToSTNeT-3取引（自己株式の取得）

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2020年12月11日に当社普通株式120,000株（取得価額195,240,000円）を取得し、当該決議に伴う自己株式の取得は終了いたしました。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

トビラシステムズ株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トビラシステムズ株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月16日

トビラシステムズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 結 城 卓 也 ㊞

監査等委員 中 浜 明 光 ㊞

監査等委員 松 井 知 行 ㊞

監査等委員 田 名 網 尚 ㊞

(注) 監査等委員 中浜明光、松井知行及び田名網尚は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

株主総会 ライブ配信

株主総会当日までに、当社のホームページにライブ配信先のURLを掲載しますので、ご利用ください。

 <https://tobila.com/>

事前の ご質問受付

当社ホームページの「お問い合わせ」に「第14期定時株主総会ご質問」を設けますので、質問を希望される方は、ご記入をお願いします。

 <https://tobila.com/contact/>

なお、株主名簿との照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご記載下さい。ご記載が無い場合は、お電話やメールで確認のご連絡をさせていただきます。

トビラシステムズ株式会社

